

＜凡例＞ ○:建てられる用途 ×:建てられない用途 ①、②、▲:面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	特定用途 (C居住)	特定用途 (D住工調和)	特定用途 (E工業振興)	備考		
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	×			
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり		
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	○	○	▲	▲物品販売店舗、飲食店を除く		
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	○	○	▲			
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	○	○	▲			
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	○	○	▲			
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×			
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×			
事務所等		×	▲	▲	▲	▲3,000㎡以下		
ホテル、旅館		×	▲	▲	×	▲3,000㎡以下		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	×	▲	×	×	▲3,000㎡以下		
	カラオケボックス等	×	×	×	×			
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×			
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×			
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×			
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	×			
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	▲	×	▲30,000㎡以下		
	図書館等	○	○	○	×			
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○			
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○			
	病院	×	○	▲	×	▲10,000㎡以下		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	▲	▲	▲1,600㎡以下		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下		
自動車教習所	×	▲	○	×	▲3,000㎡以下			
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)		×	▲	○	○	▲300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫		①	②	○	○	①600㎡以下 一階以下 ②2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり	
	倉庫業を営む倉庫		×	×	○	○		
	自家用倉庫		×	▲	○	○	▲3,000㎡以下	
	畜舎(15㎡を超えるもの)		×	▲	○	○	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×	○	○	○	原動機の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	▲	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ▲50㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	○		
	自動車修理工場		×	▼	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ▼50㎡以下	
	火薬、石油類、ガスなどの 危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設		×	▲	○	○	▲3,000㎡以下
		量が少ない施設		×	×	○	○	
		量がやや多い施設		×	×	○	○	
量が多い施設		×	×	×	○			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		×	×	×	×	※都市計画区域内においては、原則、都市計画決定が必要		